

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

| | 取 扱 種 別 | 取 扱 期 間 |
|---|--|------------------------------------|
| 1 | 保険金及び未経過保険料の非常即時払 | 平成22年7月16日(金)から 平成22年8月16日(月)まで |
| 2 | 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 | |
| 3 | 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 | |
| 4 | 普通貸付金の非常即時払 | |
| 5 | 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常取扱い | |
| 6 | 契約者配当金の非常即時払 | |

※ 保険証券(書)をなくされた場合には、保証書等が必要となる場合があります。